

# 鹿児島県後期高齢者医療広域連合予算規則

平成19年3月1日

規則第9号

最終改正 令和3年3月18日

## 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 予算の編成（第5条—第9条）

第3章 予算の執行（第10条—第20条）

第4章 雑則（第21条—第23条）

## 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令、条例及び他の規則に定めるもののほか、予算の編成及び執行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。
- (2) 施行令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (3) 施行規則 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）をいう。
- (4) 事務局長 鹿児島県後期高齢者医療広域連合事務分掌等に関する規則（平成19年規則第2号）第6条第1項に定める事務局長をいう。
- (5) 課等 広域連合長の執行機関並びに議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局をいう。
- (6) 課長等 前号に定める課等の長をいう。
- (7) 会計管理者 鹿児島県後期高齢者医療広域連合会計管理者の補助組織に関する規則（平成26年規則第1号）第2条第3項の定めによる会計室長をいう。
- (8) 予算 法第215条に定める予算をいう。

（財政運営に関する調査等）

第3条 事務局長は、財政の健全な運営及び予算の執行の適正を期するため、必要に応じ、課長等に対し資料の提出若しくは報告を求め、又は予算の執行状況について調査することができる。

2 課長等は、前項の規定による調査等に協力しなければならない。

(歳入歳出予算の款、項、目及び節の区分)

第4条 歳入歳出予算の款及び項の区分は、毎年度歳入歳出予算の定めるところによる。

2 歳入歳出予算の目及び歳入予算の節の区分は、毎年度歳入歳出予算事項別明細書の定めるところによる。

3 歳出予算の節の区分は、施行規則別記に規定する「歳出予算に係る節の区分」及びその他関係法令等による。

## 第2章 予算の編成

(予算の編成方針等の決定及び通知)

第5条 広域連合長は、毎年度予算編成方針を定めるものとする。

2 事務局長は、前項の予算編成方針に基づき、予算編成要領を作成し、予算編成方針とともに課長等に通知するものとする。

(予算見積書等の提出)

第6条 課長等は、予算編成方針及び予算編成要領に基づき次に掲げる書類（以下「予算見積書等」という。）を作成し、指定期日までに事務局長に提出しなければならない。

- (1) 歳入歳出予算見積書
- (2) 継続費見積書
- (3) 繰越明許費見積書
- (4) 債務負担行為見積書
- (5) その他予算編成上の参考資料

(予算の査定及び通知)

第7条 事務局長は、前条の予算見積書等の提出があったときはその内容を審査し、必要な調整を行い、広域連合長の査定を受けなければならない。

2 事務局長は、前項の審査に当たり、必要があるときは課長等の意見又は説明を求めることができる。

3 事務局長は、第1項の査定の結果を直ちに課長等に通知するものとする。

(予算案の調製)

第8条 事務局長は、前条第1項の査定の結果に基づき予算案及び施行令第14条第1項各号に掲げる予算に関する説明書を調製し、広域連合長の決裁を受けなければならない。

2 前項の予算に関する説明書の様式は、施行規則別記に掲げる様式のとおりとする。

(補正予算及び暫定予算)

第9条 前3条の規定は、法第218条第1項に規定する補正予算又は同条第2項に規定する暫定予算を調製する場合に準用する。

### 第3章 予算の執行

(予算執行方針)

第10条 事務局長は、予算の執行に当たって留意すべき事項（以下「予算執行方針」という。）を定め、課長等に通知するものとする。

2 予算は、計画的かつ効率的に執行しなければならない。

(予算執行の制限)

第11条 歳出予算は、配当された額を超えて執行してはならない。

2 歳出予算のうち、財源の全部又は一部に国庫支出金、県支出金その他特定の収入を財源とするものについては、その収入が確定した後でなければ執行することができない。ただし、事務局長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 前項の収入が歳入予算に比して減少し、又は減少するおそれがあるときは、歳出予算の当該経費を減少して執行しなければならない。ただし、事務局長の承認を受けたときは、この限りでない。

(予算の執行)

第12条 予算を執行しようとするときは、担当の課等において、予算執行伺を作成し、広域連合長が別に定める区分により決裁を受けなければならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費の執行については、支出負担行為をもって予算執行伺があったものとみなす。

(1) 条例又はこれに基づく規則により、常勤、非常勤及びその他の職員に支給

する給与その他の給付（旅費を含む。）

(2) 共済費その他これに類する経費

(3) 需用費のうち、電気、ガス及び上下水道の使用料並びに1件の金額が30,000円未満のもの

(4) 役務費のうち、郵便料、電信料、日本放送協会に対し支払う受信料、切手及びはがきの購入の費用並びに自動車損害賠償責任保険料

(5) 使用料及び賃借料のうち、1件の金額が30,000円未満のもの

(6) 公課費

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については事務局長に事前に協議し、決裁を受けなければならないものとする。

(1) 予算外に新たに業務の負担を生ずる事務事業の計画等に関する事。

(2) 予算に係るある条例、規則、訓令その他の制定又は改廃に関する事。

(3) 予算の目的又は内容の変更を伴う予算の執行に関する事。

(4) 前3号に掲げる事項のほか、事務局長が重要又は異例であると認めるもの  
(予算執行計画)

第13条 課長等は、予算が成立したときは、第10条の予算執行方針に基づき予算執行計画調書を作成し、事務局長に提出しなければならない。

2 事務局長は、前項の予算執行計画調書の提出があったときは、その内容を審査し、必要な調整を行い、予算執行計画及び資金計画を作成するものとする。  
この場合において、予算執行計画調書に調整を加えたときは、事務局長は、その旨を課長等に通知するものとする。

3 補正予算の成立その他やむを得ない理由により前項の予算執行計画に変更を生じたときは、前2項の規定を準用する。

4 事務局長は、資金計画を作成したときは、会計管理者に通知するものとする。

5 課長等は、収入支出予定額500万円以上のものについては、収入支出予定票を前月の20日までに事務局長及び会計管理者に提出しなければならない。

(予算科目の新設)

第14条 課長等は、歳入歳出予算科目を新たに設ける必要があるときは、予算科目新設要求書（様式第1号）を事務局長に提出しなければならない。

2 事務局長は、前項の予算科目新設要求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算科目新設通知書（様式第2号）により課長等に通知しなければならない。

（予算の配当）

第15条 歳出予算は、予算が成立すると同時（当初予算にあつては、4月1日）に当該予算の執行を所管する課長等に配当したものとみなす。

2 事務局長は、必要があると認めるときは、広域連合長の承認を得て、歳出予算の全部又は一部を配当しないことができる。

3 事務局長は、必要があると認めるときは、予算の配当を減額することができる。

4 前年度から繰り越された継続費、繰越明許費及び事故繰越しに係る歳出予算のうち、前年度において既に配当済のものについては、改めて配当することを要しない。

5 第19条の規定により歳出予算の流用の通知があつたとき、又は第20条の規定により予備費の充用の通知があつたときは、予算の配当替又は予算の配当があつたものとみなす。

（予算の繰越し）

第16条 予算に定められた継続費若しくは繰越明許費について翌年度に繰越し、又は歳出予算について事故繰越しをする必要があると認めるときは、課長等は、繰越予定額調書を作成し、当該会計年度内に事務局長に提出しなければならない。

2 事務局長は、前項の書類について必要な調整を行い、広域連合長の決裁を受けたときは、その旨を課長等及び会計管理者に通知しなければならない。

第17条 前条の規定により繰越しを決定された経費について課長等は、翌年度の5月20日までに繰越計算見積書を作成し、事務局長に提出しなければならない。

2 事務局長は、前項の繰越計算見積書の提出があつたときは、速やかにこれを審査し、継続費繰越計算書、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書を調製し、広域連合長の決裁を受けなければならない。

3 事務局長は、前項の規定により広域連合長の決裁を受けたときは、その旨を課長等及び会計管理者に通知しなければならない。

(継続費精算報告書)

第18条 課長等は、継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算調書を翌年度の6月10日までに事務局長に提出しなければならない。

2 事務局長は、前項の継続費精算調書の提出があったときは、継続費精算報告書を調製し、広域連合長の決裁を受けなければならない。

(予算の流用)

第19条 課長等は、歳出予算の各項の経費の金額を予算の定めるところにより流用しようとするときは、歳出予算流用伺書を作成し、事務局長の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定は、予算の執行上やむを得ない理由により歳出予算に係る目及び節の経費の金額を流用する場合に準用する。

(予備費の充用)

第20条 課長等は、予算外の支出又はやむを得ない予算超過の支出に充てるため予備費の充用を必要とするときは、あらかじめ事務局長に合議しなければならない。

2 課長等は、前項の合議により予備費の充用をするときは、予備費充用伺書を作成し、事務局長の決裁を受けなければならない。

#### 第4章 雑則

(一時借入金)

第21条 一時借入金の借入れは、広域連合長が会計管理者と協議の上決定する。

(決算に関する説明書)

第22条 課長等は、出納閉鎖期日後速やかに決算に関する説明書を作成し、事務局長に提出しなければならない。

(その他)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項及び書類・帳票の様式については、広域連合長が別に定める。ただし、財務会計システム等に登録されている様式は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から同日後初めて行う広域連合長の選挙により広域連合長が選任されるまでの間は、この規則の規定中「広域連合長」とあるのは「広域連合長職務執行者」とする。
- 3 この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間は、この規則の規定中「会計管理者」とあるのは「広域連合長」とする。この場合において、この規則の施行の日から同日後初めて行う広域連合長の選挙により広域連合長が選任されるまでの間は、広域連合長職務執行者がその職務を行うものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間は、この規則の規定中「課長等」とあるのは「事務局次長」とする。

附 則 (平成20年10月24日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月13日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月18日規則第3号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号第14条関係)

事務局長	事務局次長	総務課長	担当	係

年 月 日

事務局長 殿

課長

### 予算科目新設要求書

このことについて、次のとおり予算科目を新設してよろしいか伺います。

一般	款	
	項	
特別	目	
	節	
	会計	
	細節	

新設理由

--



(様式第2号第14条関係)

年 月 日

殿

事務局長

### 予算科目新設通知書

このことについて、次のとおり予算科目を新設したので通知します。

一般	款	
	項	
特別	目	
	節	
会計	細節	